

4 育児休業をしたとき

◀ 共済組合 ▶

○ 組合員が育児休業をしたとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式集
<p>・ 育児休業手当金</p> <p>育児休業1日（土、日曜日を除く。）につき、育児休業を取得した期間を通算して 180日目までは標準報酬日額の67/100、181日目から子供が1歳に達するまでの間は標準報酬日額の50/100に相当する金額（上限あり）を支給する。</p> <p>※ 雇用保険法に基づく育児休業給付が支給される場合は、共済組合の育児休業手当金は支給されません。</p>	<p>・ 育児休業手当金請求書</p>	<p>・ 辞令（写）</p>	<p>P33</p>
<p>※ 変更が生じた場合に提出</p>	<p>・ 育児休業手当金変更請求書</p>	<p>・ 辞令（写）</p>	<p>P33-3</p>
<p>※ 育児休業手当金給付終了後に提出</p>	<p>・ 育児休業手当金支給期間に係る報酬支払証明書</p>	<p>・ 支給期間に係る出勤簿（写）</p>	<p>P33-2</p>
<p><特別な事情がある場合に支給期間が1歳6か月まで延長></p> <p>1 復職を目的として保育所における保育の申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合。</p> <p>2 育児休業に係る子の養育を行っている配偶者が、子が1歳に達する日後の期間について次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき。</p> <p>② 負傷、疾病又は身体上若しくは身体上の障害により子を養育することが困難な場合。</p> <p>③ 婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなったとき。</p> <p>④ 6週間（多胎妊娠にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しないとき。</p> <p>3 育児休業の発令が、産前産後休業の開始により終了したが、当該産前産後休業の期間が終了する日までに当該産前産後休業の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき</p> <p>4 育児休業の発令が、介護休業の開始により終了したが、当該介護休業の期間が終了する日までに当該介護休業の期間の休業に係る対象家族が次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 離婚、婚姻の取消、離縁等により当該対象家族と組合員との親族関係が消滅したとき</p> <p>5 育児休業の発令が、新たな育児休業等の開始により終了したが、当該新たな育児休業等の期間が終了する日までに当該新たな育児休業等の期間に係る子の全てが、次のいずれかに該当する場合。</p> <p>① 死亡したとき</p> <p>② 養子となったことその他の事情により当該組合員と同居しないこととなったとき</p> <p>③ 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したとき（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき</p> <p>※なお、上記の延長の適用を受けている場合で、当該育児休業に係る子が1歳6か月に達した時点で、上記と同様の延長要件（「1歳」を「1歳6か月」に読み替え）に該当した場合、2歳に達する日まで支給期間が延長されます。</p>	<p>・ 育児休業手当金請求書 （1歳から1歳6か月・1歳6か月から2歳までの支給期間延長分）</p>	<p>・ 特別な事情に係る必要書類</p>	<p>P33-4</p>
<p><パパ・ママ育児></p> <p>配偶者が育児休業に係る子が1歳に達する日までの間に育児休業を取得している場合、その子が1歳2か月に達する日までの間支給されます。（最大1年間（その子の出生の日及び産後の休業期間を含む。））</p>			

【掛金の特例】 申出により育児休業期間に係る掛金が免除されます。 (P28(4)エ参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業等掛金免除申出書 ・育児休業等掛金免除変更申出書 (変更が生じた場合に提出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令(写) 	P38 P39
【貸付金の償還猶予】 (P57参照) 貸付の未償還金がある場合、申出により償還を猶予することができます。 猶予された償還金は、定期償還と併せて又は一括償還等で返済することになります。	<ul style="list-style-type: none"> ・償還猶予申出書 		P62

※ 標準報酬月額 …… 掛金の標準となった標準報酬月額
 ※ 標準報酬日額 …… 標準報酬月額の1/22 (1円の位を四捨五入し、10円単位とする。)

○ 3歳未満の子を養育している組合員が、育児休業終了後、職場復帰したとき

育児休業終了後、実際に受けている報酬の月額と決定されている標準報酬月額に隔たりが生じた場合、組合員からの申出によって標準報酬月額を改定することができます。(育児休業等終了時改定)(制度概要・事務処理等、詳細は、P22(7)参照)

《 互 助 会 》

○ 会員が育児休業をしたとき

給付内容	提出書類	添付書類	様式(ホームページ)
【掛金の特例】 育児休業期間に係る掛金が免除されます。 [免除対象期間] 全日数にわたって勤務に服することができなかった月から勤務に服するようになった日の属する月の前月まで	提出書類不要		
【貸付金の償還猶予】 (P62参照) 貸付金の未償還金がある場合、償還を猶予することができます。ただし、新規貸付後は数か月の償還が必要です。償還猶予中は償還を止めるため、猶予した月数分償還終了期間が延びることになります。 [猶予期間] 育児休業期間の範囲内で希望する期間	<ul style="list-style-type: none"> ・償還猶予申出書 	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令(写) 	現職者のページ (貸付事業)